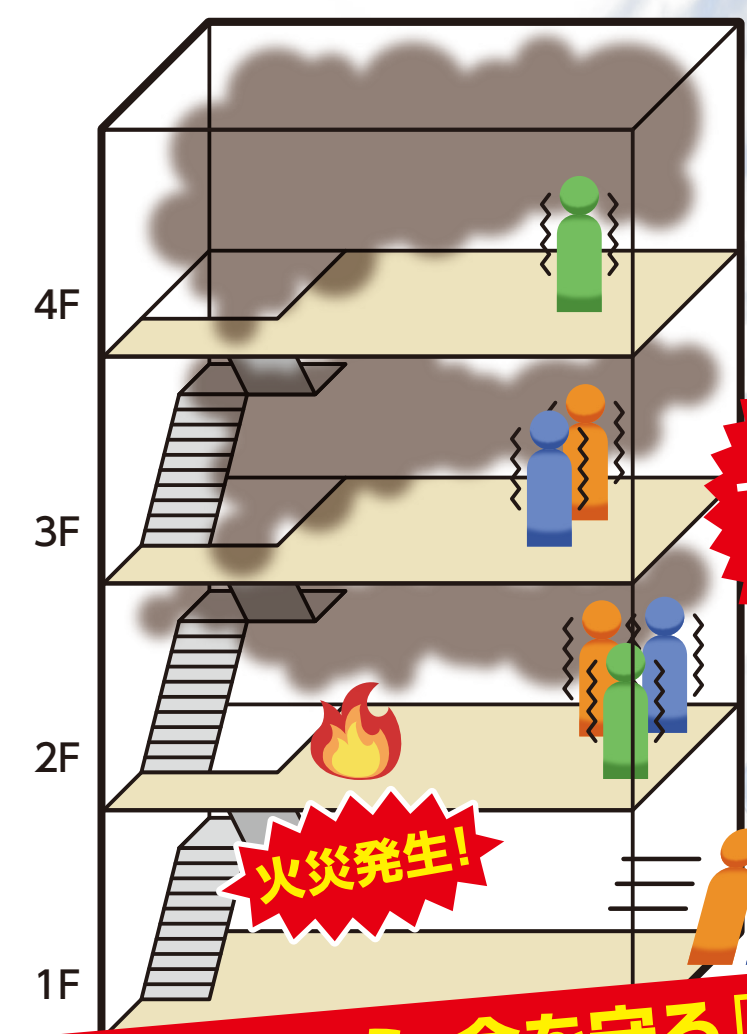


ビルオーナー必見！

あなたのビルは 火災から命を守れますか？

～リスクのある建物とは～



もし、
左のようなビルの2階で
火災が起きると…

煙が
上階に昇っていき、
階段から避難が
できない。

最大
2,000万円
令和7年
4月時点

今なら、命を守る「ビルの改修」に
補助金※があります。

詳しくは、京都市の相談窓口へ



落語で解説！
動画はこちらから ▶▶



こんな状態は危険！早急に改善を！

■防火戸



木製の扉に変更されている
防火戸を撤去している
防火戸は非常時に適切に作動するよう、**定期的**
に専門家による点検を実施してください。
(建物によって、法に基づく報告義務もあります。)

■排煙窓



排煙窓は火災時に発生する煙を建築物の外部へ放出するために、天井付近に設置されている窓のことです。火災時に適切に開放できないと**室内に煙や有毒ガスが充満し、避難が困難になります**。排煙窓の前に家具が置かれていたり、壁で封鎖している場合は**早急に撤去してください**。

市職員が専門家
(防火技術者)と一緒に
無料で御相談に応じます。

※本制度は、御相談いただいた建築物に対して、専門家(防火技術者)が
改修方針・計画への助言等を行うものであり、実際に設計を行うもの
ではありません。

うちのビル、非常階段を
つける隙間もないのですが、
どうしたらよろしいでしょうか？

うちのビル、
だいぶ古いから、
大丈夫かな？
と思って来ました。



相談できたら
安心だね！



※補助金について(令和7年度事業)
補助率100%のモデル事業は原則1件。補助額は上限2,000万円。
補助対象物件や対象工事内容など、詳しくはお問い合わせください。

京都市 都市計画局 建築指導部 建築安全推進課
TEL.075-222-3613
受付時間:午前9時～午前11時30分及び午後1時～午後5時

発行年月:令和7年3月 京都市印刷番号:065035

京都市 都市計画局 建築指導部 建築安全推進課

詳しくは中面を
ご覧ください

もしも火災が起こったら、あなたのビルは大丈夫？



火災時の安全性を向上させる改修「2つのポイント」

POINT 1

階段室の防火・防煙対策

解決策 各フロアの階段を壁や防火戸によって区切ること
で、下階からの火や煙の侵入を防ぎ、上階の人も階段室
を通して避難することができます。

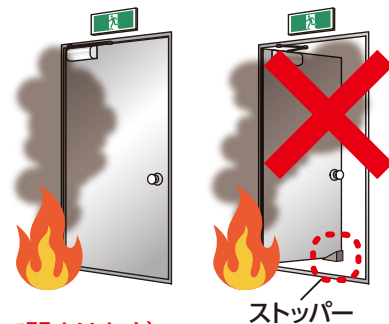
安全確保に不可欠な日常管理

防火戸はいつも閉鎖できる状態に！

常時閉鎖式防火戸

(開放してもドアクローザーによって閉まります)

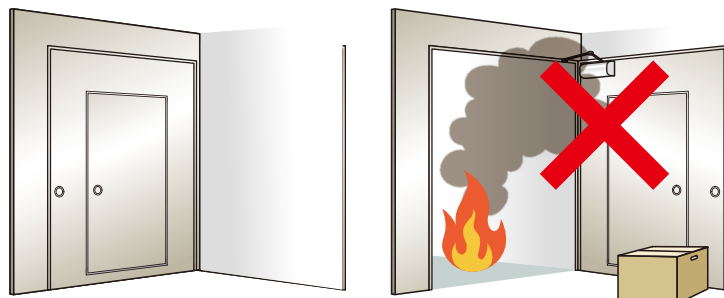
扉にストッパーなどを
噛ませて開けたままにすると、
火や煙が上階に広がります。



随時閉鎖式防火戸

(普段は開いており、煙を感知して閉まります)

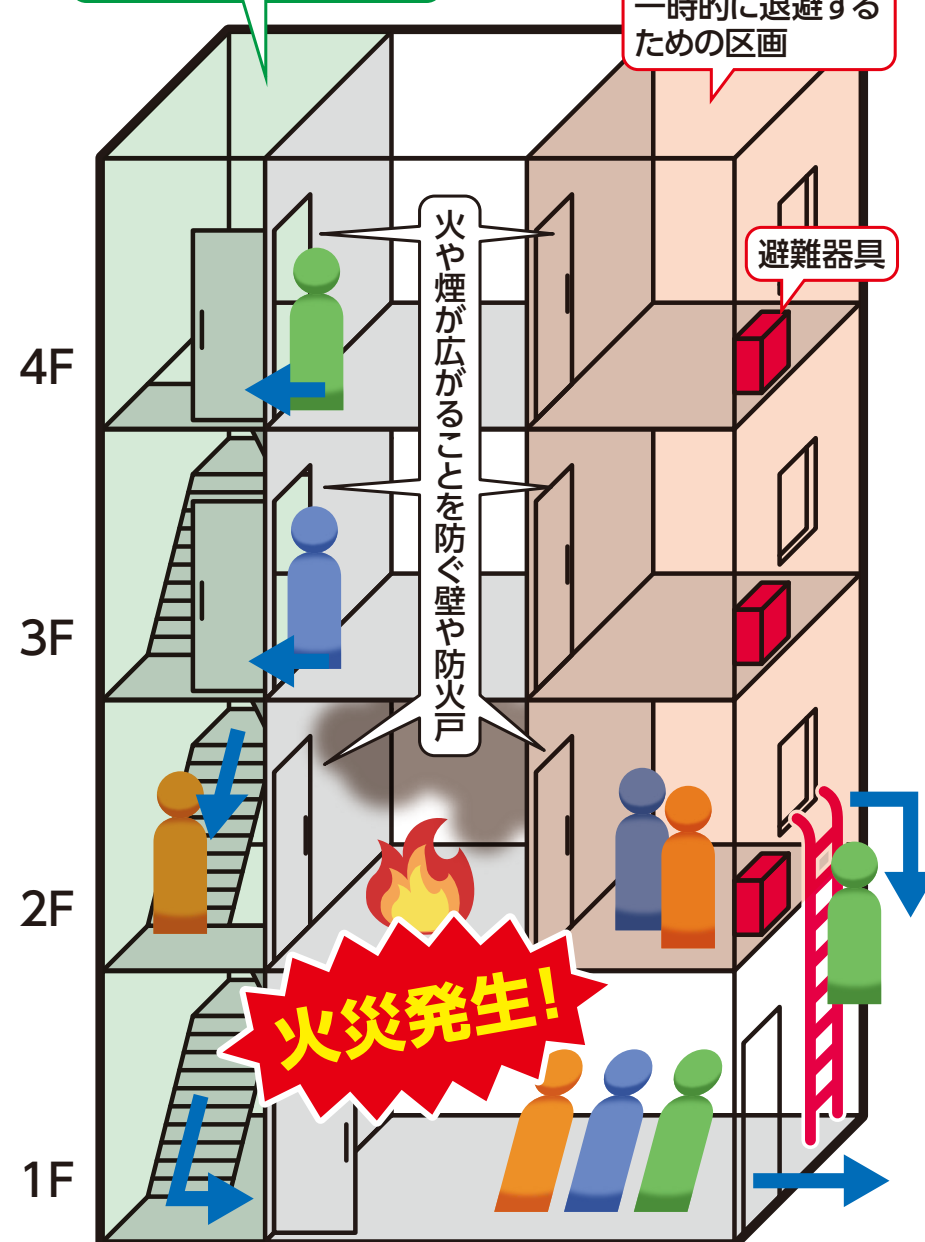
扉の前に物などを置いていると火災を感知しても扉は
自動で閉まらず、火や煙が外の空間に広がります。



階段室が区画されていても、昭和49年
(1974年) 以前に建てられたビルは、防
火戸の火災を感知する機能が不十分な
ため、改修が望ましいです。
これは、建築物を建てた当時には建築基
準法に準拠していたが、今の基準を満た
さない「既存不適格」の状態です。

階段室(縦穴部分)の区画

救助までの間、
一時的に退避する
ための区画

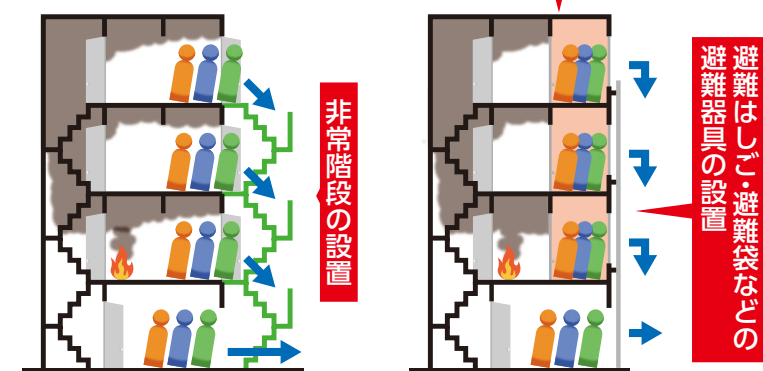


POINT 2

2方向避難の確保

解決策 非常階段を設置することで階段室付近で火災が発
生しても、反対方向へ避難することができます。
敷地が狭いなどで階段を増設できない場合、火や
煙が侵入しない壁や防火戸を設置し、その部屋に避
難することで、救助まで時間を稼ぐことができます。
避難器具を設置すれば地上への避難が可能です。

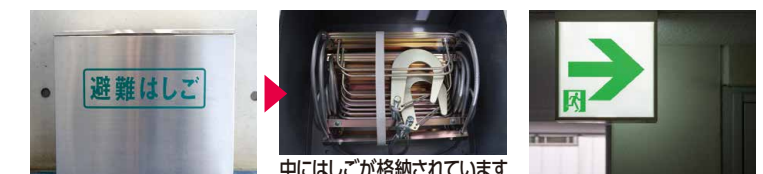
壁や扉を改修し、火災時に退避できる部屋とする



安全確保に不可欠な日常管理

避難方法の掲示と避難訓練の定期的な実施！

避難方法を図解した掲示物を廊下などに掲示しておく。
また、テナントや従業員と共に避難訓練を定期的の実施して
避難器具の使用方法も確認しましょう。



さらに、日頃から維持管理を

消火器・消火栓の場所や 使用方法を確認する！

日頃から消火器・屋内消火栓の設置場所や
使用方法を確認しておきましょう。

